

## ヤングケアラーに対する今後の支援策について

実態調査や他自治体の支援状況・市内のヤングケアラー関係会議等の状況を鑑みて、関係機関相互の連携の基盤強化および、ヤングケアラー本人への周知を重点的に行う。令和6年度は下記のとおり支援を行っていく。

### 【子ども政策課の取り組み】

#### 1 ヤングケアラー・アドバイザーの設置（令和6年度新規）

ヤングケアラー支援については教育・福祉・介護・医療等の多くの関係機関の連携が必要である。その連携体制を構築するためのコーディネート機能を有するヤングケアラー・アドバイザーを設置する。関係機関への訪問や研修等のサポート体制を整えることで表面化しにくいヤングケアラーの実態を把握し、関係機関相互の緊密な連携を促進させ、適切なサービスにつなぐことができるようヤングケアラー支援の基盤強化を図る。

##### ○主な業務内容

##### ・コーディネート機能

- (1) 関係機関への周知啓発及び関係構築・地域資源の開発
- (2) 関係機関向け研修の実施
- (3) 必要に応じて本人・家族への対応

##### ・アドバイザー機能

- (1) ヤングケアラー支援を行う関係機関・部署への助言・相談対応
- (2) 周知・啓発用広報物の監修

#### 2 ヤングケアラー支援に関するガイドラインの作成（令和6年度新規）

ヤングケアラーが支援を必要とする理由は多岐にわたり、複数の機関における連携が求められる。ガイドラインを作成することにより、ヤングケアラーの支援の必要性や課題等について、関係機関への共通認識を図り、ヤングケアラーの支援体制を充実させていく。

#### 3 ヤングケアラー啓発動画およびチラシの作成（令和6年度新規）

周囲から気づかれにくく自覚を持ちにくいヤングケアラーへの周知・啓発を図るため、子ども向けの啓発動画およびチラシを作成する。

## ○内容

小学生向け・中高生向けのヤングケアラーの定義を分かりやすく示した動画を作成し、区ホームページ、公式 YouTube に掲載する。チラシについては区内の小・中・高校に配布する。

### 4 関係機関向け研修の実施（令和5年度からの継続）

ヤングケアラー・アドバイザーを講師として、ワークショップ形式の関係機関向け研修を実施する。（年5回程度）

### 5 ヤングケアラー支援ケース会議の開催（令和5年度からの継続）

現在実施しているヤングケアラー支援ケース会議を令和6年度も引き続き開催し、具体的なケースの検討・支援を行っていく。ヤングケアラー・アドバイザーも必要に応じて会議に出席し、支援策についての相談・助言を行う。

なお、今後、新たに板橋区地域保健福祉計画に基づく会議体が設置される予定のため、福祉部と協議しながら当会議体との連携を図っていく。

#### ※ヤングケアラー支援ケース会議

ヤングケアラーに関する事務を取り扱う所管の関係所管で構成される会議。ヤングケアラーの疑いがある児童・生徒を発見した場合に、情報共有や支援策の検討を図ることを目的としている。

## 【教育委員会事務局の取り組み】

### 1 スクールソーシャルワーカー支援員の設置

子どもたちにとって一番身近な学校において、課題にいち早く気づき、対応する体制を構築するため、子どもたちの心理面ではスクールカウンセラーを、環境面から支援するスクールソーシャルワーカーを増員するなどして学校の総合的な課題解決機能を強化している。

令和6年度は、スクールソーシャルワーカーを2名増員し、困難ケースへの支援や小学校の巡回を増やすなど、支援体制を強化させていく。また、子ども政策課に設置されるヤングケアラー・アドバイザーに講師を依頼し、ヤングケアラーの概念を理解し、気づきが促進できるような教員向け研修などを実施していく。

### 2 ヤングケアラー支援ケース会議への出席

令和6年度においても、引き続き教育委員会の関係者が支援会議へ出席し、情報共有や支援策の検討を子ども政策課及び関係機関とともに行っていく。

また、支援会議での事例検討を踏まえ、学校におけるヤングケアラーの発見や対応方法等をスクールソーシャルワーカーにフィードバックし、校内会議等において学校職員への周知も行っていく。